

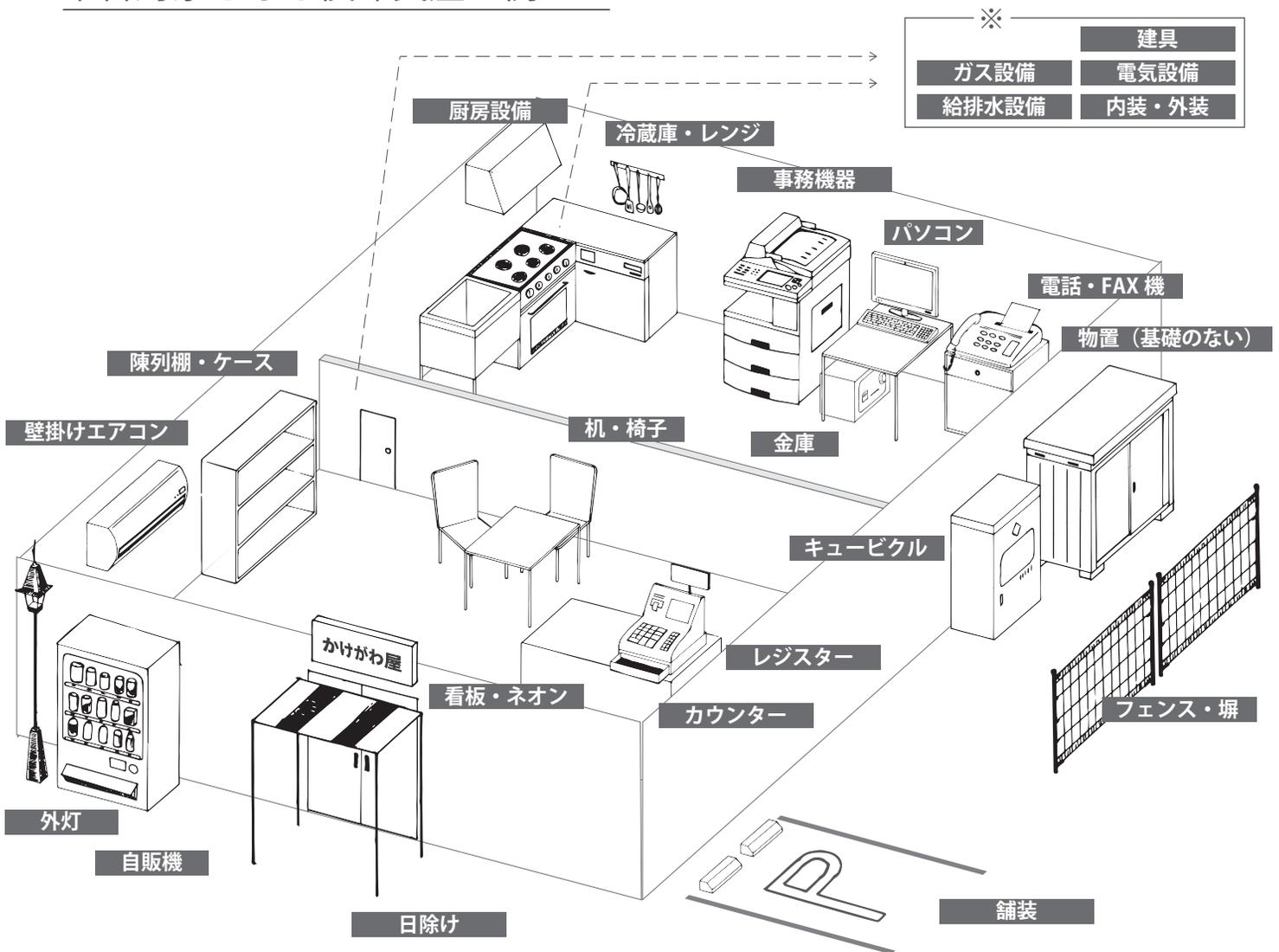
# 飲食店や商店などお店を営んでいる方へ 償却資産の申告が必要です

掛川市

## 償却資産の申告とは

飲食店や商店などお店を営む方が所有している事業用資産は、土地及び家屋を除き、固定資産（償却資産）の申告対象です。税務署への申告とは別に、市への申告が必要です。

## 申告対象となる償却資産の例



※ 賃借人（テナント）等の家屋の所有者以外の方が取り付けた事業用の内装及び建築設備などは、償却資産の申告対象です。賃借人（テナント）の方が申告してください。

### 対象となる資産をお持ちの場合

申告書を送付させていただきますので、資産税課家屋係までご連絡ください。毎年1月末までに申告が必要です。

### お問い合わせ先

〒436-8650  
掛川市長谷1丁目1番地の1  
掛川市役所 資産税課 家屋係 償却資産担当  
電話 0537-21-1137 FAX 0537-21-1164

# 建物附属設備における家屋と償却資産の区分

設備等の内容	区分	
	自己所有家屋の場合	借家の場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>単に移動を防止する程度に家屋に取り付けたもの</li> <li>独立した機器としての性格の強いもの</li> </ul> 例 受変電設備、発電設備、蓄電池設備 屋外給排水設備、屋外ガス設備 ルームエアコン、ブラインド、看板、ネオンサイン	償却資産	償却資産
<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの</li> </ul> 例 内装（床・内装・天井等）、外装、造作、建具 屋内電気設備、屋内給排水設備 冷暖房設備（家屋と構造上一体となっているもの）	家屋	償却資産

## 業種別の主な償却資産

業種	課税対象になる償却資産（例）					
小売店	レジスター 自動販売機	商品陳列ケース 駐車場設備	冷蔵庫 冷凍庫	エアコン 日除け	看板 その他	
飲食店	厨房設備 放送設備	テーブル カラオケセット	冷蔵庫 冷凍庫	テレビ 看板	椅子 その他	
理容業・美容業	タオル蒸器 パーマ器	消毒殺菌設備 サインポール	理・美容椅子 洗面設備	駐車場設備 その他		
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台 パチスロ台	ゲームマシン 防犯監視設備	カード発行機 店内放送設備	両替機 玉貸機	看板 その他	
自動車整備業 ガソリン販売業	地下タンク オートリフト	独立キャノピー ガソリン計量器	スチームクリーナー オイルチェンジャー	コンプレッサー その他		

## 耐用年数の例

償却資産	耐用年数（注）
看板（金属製）	20年
看板（その他）	10年
レジスター	5年
緑化設備	20年
飲食店用設備	8年
冷蔵庫	6年
パソコン	4年
応接セット（接客業用）	5年
応接セット（その他）	8年

償却資産	耐用年数（注）
舗装（アスファルト）	10年
舗装（コンクリート）	15年
金属造フェンス	10年
厨房設備	8年
飲食料品小売業用設備	9年
陳列棚（冷凍・冷蔵機能付き）	6年
陳列棚（その他）	8年
金庫（手さげ金庫）	5年
金庫（その他）	20年

（注） 上記の耐用年数は、標準的なものであり、構造又は用途により異なる場合があります。